



議員提案で種子条例を制定！

皆様、いかがお過ごしでしょうか。愛知県議会ではこの度、議員提案条例にて、「主要農作物の品種の開発並びに種子の生産及び供給に関する条例」を制定いたしました。

そもそも従来は、1952年5月に制定された「主要農作物種子法」にて、国民の基礎的食料である米、麦、大豆の優良な種子の生産と普及を進めるため、国と都道府県の役割を定められており、それに従い愛知県でも農業試験場で種子の生産を行っておりました。しかし、2018年4月1日に、この法律を廃止する「主要農作物種子法を廃止する法律」が施行され、県として種子を保存していく法的根拠はなくなりました。その後も愛知県では、自主的にこれまで同様の種子の保存を継続しておりますが、今後も中長期的に優良な種子の保存と安定供給、そして食の安全を守るためには、条例化しておくことが必要と考えました。

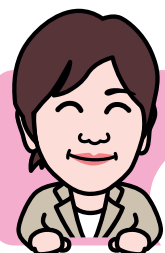
条例化にあたり、わが新政あいち県議団は、議員提案条例プロジェクトチーム（座長：高橋正子県議、事務局長：小山たすく県議）をつくり、種子条例について関係団体ヒアリング等を進めた後、愛知県議会の自民党会派、公明党会派とともに、条文等の議論を行い、令和2年3月25日に、3会派共同提案し議決されました（令和2年4月1日施行）。

また、伝統野菜の種の保存についても関係団体から要望を頂きましたが、今回の条例の中には主要農作物に限るという考えから記載がないものの、農業水産局にて地域固有の種の保存も行っていく方向性が示されております。

今後も、県民の皆様に安全安心な食べ物を提供できるよう、活動してまいります。



写真：活動の様子



ヒアリング等にご協力頂きました関係者・団体みなさまに、この場をお借りして御礼申し上げます。今後とも、消費者・生産者両方の視点から、「食の安全」を守っていただけるよう、活動してまいります。



補正予算約20億円が成立、主なものをご報告します

緊急を要するCSF（豚コレラ）のワクチン接種費用等、一般会計24億6859万円、特別会計6377万円、企業会計8319万円、合計26億1556万円の補正予算が成立しました。

あいちオレンジタウン構想 アクションプラン策定費

債務負担行為 1497万円

若年性認知症実態調査として、診断を受けた人数・相談件数とその内容や、本人及び家族の生活実態、支援ニーズ、労働状況等を調査する。また、次期プランを策定するため、モデル事業評価や新たな地域づくりに向けた先進事例の調査等を行う。



CSF（豚コレラ）緊急対策費

2億5876万円 外に債務負担行為1277万円

殺処分等の防疫措置にかかる資材購入等に8755万円、農家経営支援費1859万円外に債務負担行為1277万円。野生猪移動防止柵設置1545万円、早期出荷促進対策にかかる農家支援5497万円、飼料豚ワクチン接種事業費8217万円。



条例制定1件、一部改正8件、意見書6件を可決

あいち朝日遺跡ミュージアムの指定管理者の指定 (2020. 11. 22 ~ 2025. 3. 31)



資料：愛知県HPより

愛知県清須市（旧西春日井郡清洲町・新川町・春日町）、名古屋市西区にまたがる朝日遺跡は、弥生時代を代表する遺跡の一つ。東西1.4km、南北0.8kmに及ぶ広大な範囲からは数多くの住居跡、墓がみつかり、有名な佐賀県吉野ヶ里遺跡にも匹敵する巨大な集落です。史跡貝殻山貝塚を含む朝日遺跡の歴史的価値・魅力を発信し、重要文化財となっている出土品等の保存活用を図る文化活動の拠点として、歴史学習、体験学習の場となる新たな資料館を整備しました。2020年11月22日オープンに向けて指定管理者を決定しました。

無料停泊所の基準を定める条例制定

生計困難者のために、無料又は低額な料金を簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業。社会福祉法の一部改正により条例で規定。県の独自基準としては、非常災害時の市町村・社会福祉協議会との連携協力体制整備、運営への暴力団等の排除を規定。現在、県内に11施設ある。



事務処理特例条例の一部改正

県では、①住民サービスの向上につながるもの②市町村行政の充実強化につながるものについて、希望する市町村に権限委譲し、その事務処理に必要な経費については県から市町村に交付金として交付しており、これまで972項目を移譲（2019.4.1現在）。今回は豊川市に「児童委員に関する費用を交付する事務」、「民生委員及び協議会に費用を交付する事務」を移譲。

県営住宅条例の一部改正

これまでエレベーターなど付帯設備使用料等共益費の一部を自治会が徴収していたが、要望により、2020年4月1日より県が徴収。希望する自治会は変更。

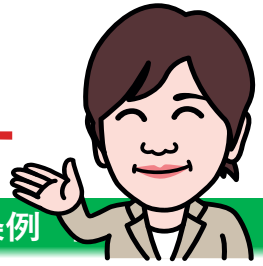
また、保証人がいないと入居できない事態を防ぐため、入居に際し連帯保証人が署名した賃借保証書の提出を要しないことと見直し。



教職員の定数改善及び教育予算の確保等についての意見書

いじめや不登校、特別な支援を必要とする子どもへの対応など、学校現場を取り巻く課題は多様化・複雑化しており、きめ細やかな教育の充実が一層求められている。国に対し、少人数学級のさらなる推進を含めた中長期的な教職員定数改善計画の早期策定、教育予算拡大と教員の確保対策の意見書を会全会一致で提出。

制定した種子条例の概要をご報告します



主要農作物の品種の開発並びに種子の生産及び供給に関する条例

目的（第一条関係）

主要農作物の品種の開発並びに種子の生産及び供給に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、県が実施する施策その他必要な事項を定めることにより、主要農作物の優良な種子の安定的な供給を図り、もって、本県の主要農作物の品質の確保及び安定的な生産に寄与することを目的とする。

※主要農作物…稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆

基本理念（第三条関係）

- ①主要農作物の品種の開発は、主要農作物の種子の生産とあいまって、主要農作物の優良な種子の安定的な供給に資するものであるという認識の下に行われなければならない。
- ②主要農作物の種子の生産及び供給は、主要農作物の優良な種子の将来にわたる低廉かつ安定的な供給が、消費者への安全で安心できる食糧の安定的な供給に不可欠なものであるという認識の下に行われなければならない。
- ③主要農作物の品種の開発並びに種子の生産及び供給は、県民の理解を得つつ、県、採種団体、一般種子生産者その他の関係者の相互の連携の下に行われなければならない。

県の責務等（第四条及び第五条関係）

- ・ 県 …主要農作物の品種の開発、種子の生産及び供給に関する施策を総合的かつ計画的に策定・実施（第四条）
- ・ 採種団体…奨励品種の優良な一般種子の安定的な供給（第五条）

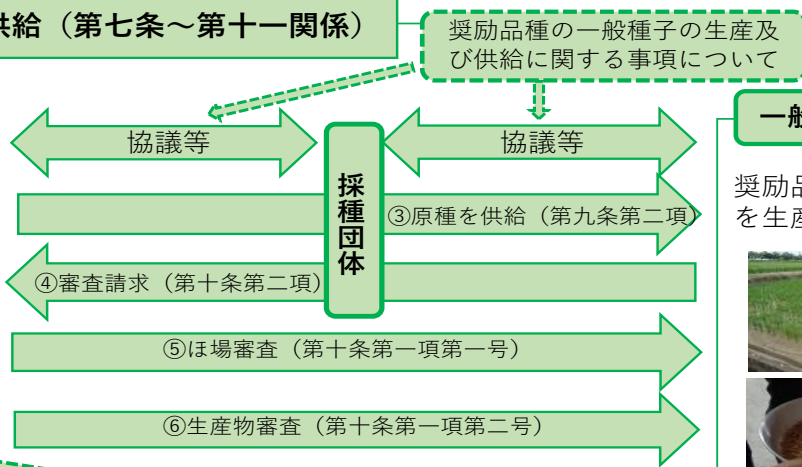
基本的施策（第六条～第十五条関係）

(1)優良な品種の開発（第六条関係）

- ①県に蓄積された知識、技術及び経験を活用して、県内の気象、土壌等に適した主要農作物の品種の開発を行うよう努める。
- ②①の開発のため、民間事業者等との連携に努めるとともに、主要農作物の多様な種子の収集及びその特性の評価を行い、並びに有用な遺伝資源を蓄積し、及び利用する。

(2)優良な種子の生産及び供給（第七条～第十一関係）

愛知県
県内に普及すべき主要農作物の優良な品種（奨励品種）を決定（第七条）
↓
①毎年度、奨励品種の一般種子の生産に関する計画（「種子計画」）を策定（第八条）
②奨励品種の原種及び原原種の生産（第九条第一項）



※県は、採種団体又は一般種子生産者に対し、奨励品種の優良な一般種子の生産及び供給のために必要な勧告、助言及び指導を行う。（第十一条）

(3)その他の施策・措置（第十二条～第十五条関係）

- ①主要農作物の優良な種子の安定的な供給を図るため、下記の施策を講ずるよう努める。（第十二条）
 - ・ 主要農作物の種子の生産及び供給に係る者の育成及び確保
 - ・ 主要農作物の種子の生産及び供給の体制の整備
 - ・ 県が開発した主要農作物の優良な品種に係る知的財産権の取得
- ②主要農作物の優良な種子の安定的な供給の重要性についての県民の関心と理解を深めるための啓発及び知識の普及等に努める。（第十三条）
- ③県は、必要な財政上の措置を講ずる。（第十四条）

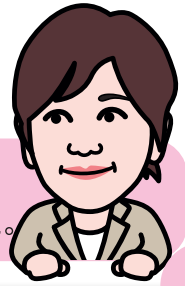
等

附則（第一項～第三項関係）

施行期日：令和2年4月（第一項）、経過措置：奨励品種及び種子計画に関する措置（第二項及び第三項）

資料：愛知県議会 HP より

委員会にて教育人材の配置増を提案



今期は教育スポーツ委員会に所属しており、教育の現場の方々のお声を伺う機会を多く頂いています。委員会一般質問にて、現場への人員配置、専門性強化の視点で提案しました。

少人数学級の推進を

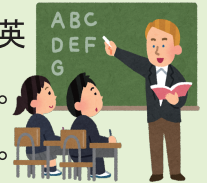
県の
答弁

35人学級編成をした325校のアンケートでは、ほとんどが少人数学級導入の効果を実感する結果。学級の人数が増えれば個別の対応も増え、負担も増える。いじめ不登校、学校安全、保健指導など、よりきめ細やかな指導が求められている。35人学級法制度化を重点に国へ要望していく。

英語専科教員の増員を

県の
答弁

県内の小学校教員で英語教員免許状取得者は6.8%。小学校3年生以上でALTの授業を受けている割合は95.7%。採用試験で平成29年度より小学校英語特別選考を実施。英語専科教員の要件は英語免許状又はALTの特別免許状。こうした人材の採用を進めたい。



外国人の子どもへの対応

県の
答弁

日本語教育が必要な児童生徒が1～9人在籍する学校は教員加配がなく、各学校及び市町村での対応として担任を持たない教員が取り出しで個別指導を行っている状況。習熟度は対話型アセスメントと学校独自の方法を併用。



講師不足への対応は

県の
答弁

本年12月1日時点で欠員は178人。うち108人は非常勤講師を配置し補充。校内で教務主任や校務主任がカバーしている。採用数を大幅に増やすと倍率が急落し、資質・能力低下の弊害を懸念。再任用等で対応。講師不足の解消と、世代間差を考慮し採用数を検討していく。



予防医学を体育部活動に

県の
答弁

特に運動部活動の活動時間が長くなる中学校や高等学校に予防医学的観点が必要。保健体育でスポーツ障害予防に関して指導。研修会でアスレティックトレーナーの講義等行っている。小学校体育専科教員の活用も含めて研究を進めていく。

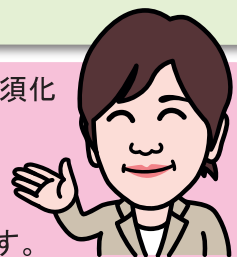


特別支援学級教諭の複数配置

県の
答弁

小中学校特別支援学級の編成基準は、8人としているが、新設を1人でも可能とした結果、1学級あたり児童生徒平均3.5人。また、中学校の特別支援学級は、2学級につき3人の教員を措置している。引き続き教職員定数改善計画の早期策定・実現を国に要望していく。

2020年度から新学習指導要領により小学英語の教科化やプログラミング教育の必須化が進められます。「何を考えるか、ではなく、どうやって考えるかを教えるべき」という言葉があります。複数答えがある中で自分なりの答えを導き出せる力をつけていきたいですね。民間人材を含めた専門的人材の活用も進めるべきと考えます。



ご意見・ご感想などをお寄せください ●ホームページ——— <http://www.ootakerie.jp>

●発行 おおたけりえ事務所 〒442-0854 豊川市国府町流霞59-2 TEL.0533-80-1055 FAX.0533-80-1056

